

# さとうきび生産者の皆様へ

今年も要件審査申請期間が始まります！ご用意の程、宜しくお願い致します。

甘味資源作物交付金を受け取るためには、**毎年7/1～9/30の間に、alic（農畜産業振興機構）への「要件審査申請書」などの書類の提出が必要です。**

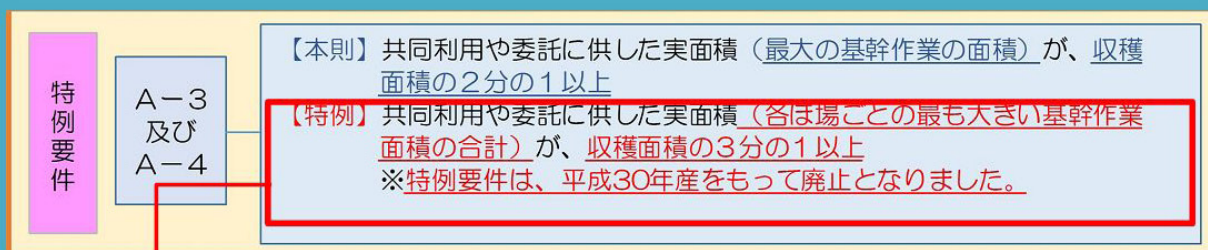


## 生産者に求められる要件

区分	交付金の対象者要件
A-1	認定農業者、特定農業団体、又はこれと同様な組織（面積要件なし）
A-2	収穫面積の合計が、1.0ha以上の生産者（法人含む）、4.5ha以上の協業組織
A-3	基幹作業面積の合計が、4.5ha以上の共同利用組織の構成員
A-4	A-1、A-2の生産者、又は基幹作業面積の合計が4.5ha以上の受託組織やサービス事業体に基幹作業を委託している者



**【要注意】平成30年産まで認められていた特例は、令和元年産から廃止になりました！**  
平成30年産で特例要件対象者だった方は、本則要件での制度加入に向けた取組を進めましょう！



## 【令和元年産より特例要件が廃止になったことで…】

- 上記の**本則要件**を満たさないと、事業に加入できなくなります。
- A-3及びA-4の生産者の皆様におかれましては、計画段階で本則を満たす予定であっても、実際に共同利用や委託に供した実面積が、**収穫面積の2分の1未満**になってしまった場合、**交付金の対象外**になってしまいます。
- このため、生産者の皆様におかれましては、作業内容を計画段階から**変更する場合**、代理人の方にご連絡ください。

## ◎砂糖の価格調整制度について

alicは、**甘味資源作物生産者や甘しゃ糖、てん菜糖製造事業者**を支援するため、政策として輸入糖から**調整金**を徴収し、これらを**財源**として国内の甘味資源作物生産者と甘しゃ糖、てん菜糖製造事業者に**交付金**の交付を行っています。



制度加入の手続き方法などは、  
**各支所営農販売課にお尋ねください！**

本所 27-1218 西之表 28-3815 南種子 26-1211  
alic 鹿児島事務所 099-226-4731



射手座  
11/23  
～ 12/21

【全体運】 アクティブに動けばチャンスをつかめる兆し。未体験ジャンルでも成功確率は高。  
【健康運】 大いに体を動かし、夏を満喫できそう  
【幸運を呼ぶ食べ物】 サザエ